

4 市が発令する避難に関する情報について

避難に関する情報の意味をしっかりと理解しておきましょう。

市が発令する避難に関する情報としては、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）があります。

（1）避難に関する情報の意味

それぞれの情報が発令される状況や情報により住民等に求める行動は次のとおりです。

	発令時の状況	避難が必要な住民等に求める行動
避難準備・高齢者等 避難開始	要援護者等で避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生が高まった状況です。	○立ち退き避難を行う災害時要援護者は、避難行動を開始してください。 ○災害時要援護者以外の住民は、家族等との連絡、避難場所の確認、立ち退き避難が必要な場合は持出品の用意等の避難準備を開始してください。
避難勧告	住民が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生が明らかに高まった状況です。	○近くの避難場所等の安全な場所への立ち退き避難、あるいは屋内の安全な場所へ避難を開始してください。
避難指示（緊急）	前兆現象の発生等切迫した状況から、人的被害の発生が非常に高いと判断された状況です。	○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難を直ちに完了してください。 ○避難していない住民は、直ちに立ち退き避難を行うか、その避難行動に余裕がない場合は、屋内の安全な場所等に避難するなど、生命を守る最低限の行動を完了してください。

（参考）

自主避難とは、崖崩れの前兆現象や長雨により土砂災害の危険性を感じたときに、自ら安全な場所へ避難することです。

崖崩れの前兆現象には次のようなものがあります。ただし、前兆現象を正確に把握することはかなり難しいことです。絶対に、前兆現象を確認するために崖に近づかないでください。

- ・ 斜面が膨らんだり、盛り上がったりする。
- ・ 斜面に亀裂が発生する。
- ・ 雨水が斜面を流れてできた溝がある。
- ・ 斜面の上や途中に浮いている石がある。
- ・ 普段流れている湧き水の量が急に増えたり濁ったりしている。
- ・ 斜面から小石がパラパラ落下する。



(2) 避難に関する情報の発令基準

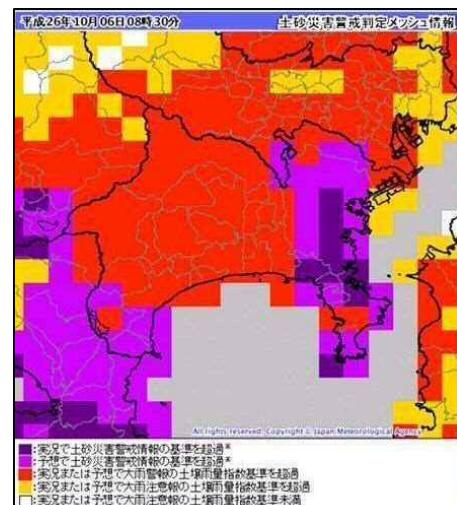
川崎市では次の発令基準に基づき、土砂災害に関する避難勧告等を発令することとしています。

	基準
避難準備・高齢者等 避難開始	<p>次の事項のいずれかの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壤雨量指数基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ○大雨注意報が発表され、横浜地方気象台による気象経過予想において、夜遅くから明け方にかけて大雨警報（土砂災害）に切り替えることが見込まれている場合 ○強い降雨を伴う台風が夜遅くから明け方にかけて接近・通過することが予想される場合
避難勧告	<p>次の事項のいずれかの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○川崎地域に土砂災害警戒情報が発表された時 ○川崎地域に大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ○大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、川崎市内で1時間に100mmを超える猛烈な雨が観測された場合 ○崖崩れの前兆現象が発見された場合
避難指示（緊急）	<p>次の事項のいずれかの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土壤雨量指数メッシュデータが土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合 ○土砂災害警戒情報が発表されている状況で、川崎市内で1時間に100mmを超える猛烈な雨が観測された場合 ○土砂災害が発生した場合

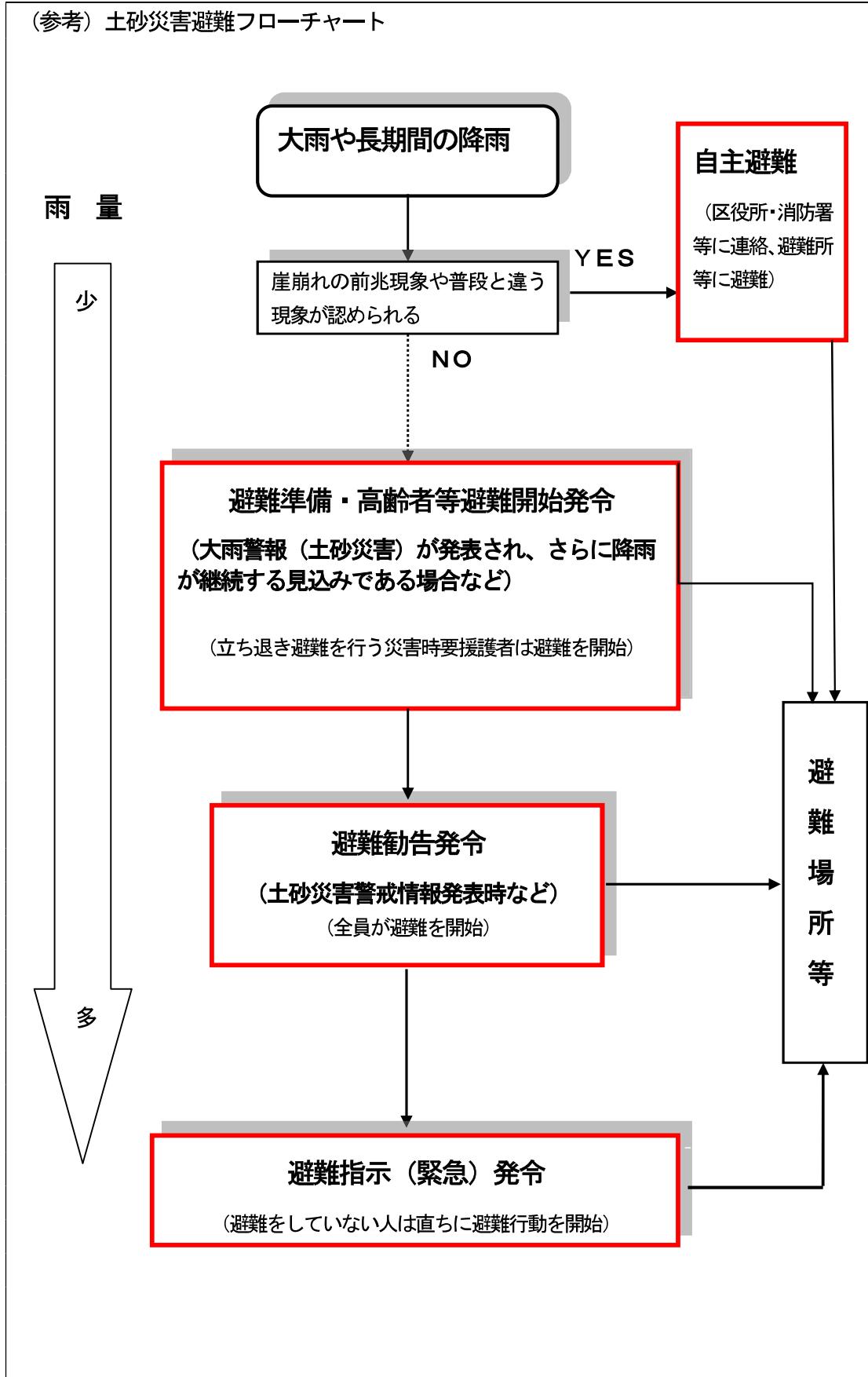
※土砂災害警戒判定メッシュ情報

土砂災害警戒情報を補足する情報です。5km四方の領域（メッシュ）ごとに、土砂災害発生の危険度を5段階に判定した結果を表示しています。

土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）が発表されたときには、土砂災害警戒判定メッシュ情報で、土砂災害発生の危険度が高まっている詳細な領域を把握することができます。



(参考) 土砂災害避難フローチャート



5 気象情報や避難に関する情報の収集について

気象情報や避難に関する情報の収集手段を確認しておきましょう。

川崎市では、気象情報や避難に関する情報を様々な方法でお伝えしています。

皆様には次の様々な方法で情報を収集していただくことが可能ですので、各施設の環境に応じて、情報収集手段をあらかじめ確認しておきましょう。

(1) メールで収集する

ア メールニュースかわさき

登録いただいたメールアドレスに川崎市の防災、気象、災害等に関する情報を配信します。

次のメールアドレス宛に空メールを送信してください。

【パソコンから】

mailnews@k-mail.city.kawasaki.jp

【携帯電話・スマートフォンから】

mailnews-m@k-mail.city.kawasaki.jp



【利用上の注意】

○情報配信料は無料ですが、通信費は、利用者負担となります。

○ドメイン指定受信等の迷惑メール対策を設定している場合、サービスを利用できない場合がありますので、あらかじめ、

@k-mail.city.kawasaki.jp 及び

@k-mail.kikikanri.city.kawasaki.jp

が受信できるように設定の確認をお願いします。

○URLリンク付メールの受信拒否を設定している場合には、登録ができませんので設定を解除してください。

イ 緊急速報メール

携帯電話やスマートフォンを使い、災害時でも、通信規制や回線の混雑の影響を受けにくい情報伝達手段です。

川崎市では、土砂災害警戒情報の発表や、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令等の情報を迅速かつ一斉に配信します。

なお、登録や受信料は不要です。ただし、スマートフォンからの利用にあたっては、アプリが必要な場合がありますので、御確認ください。

(2) FAXで収集する

川崎市では、土砂災害警戒区域内の災害時要援護者施設へFAXにより、土砂災害警戒情報の発表や、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令等の情報をお知らせします。

(3) インターネットで収集する

ア 川崎市ホームページ (<http://www.city.kawasaki.jp/>)

緊急時には市ホームページトップページに緊急情報を表示します。

イ 川崎市防災情報ポータルサイト

市内の災害に関する緊急情報や被害情報、避難情報などを掲載するほか、平常時にも役立つ情報を掲載しています。

【パソコン用URL】

<http://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/>

【携帯電話・スマートフォン用URL】

<http://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/m/>



防災情報ポータルサイト
携帯用QRコード

(4) テレビやラジオで収集する

ア 地上デジタル放送・ケーブルテレビ

テレビ神奈川（3ch）や、YOHテレビ、ITSCOM、J:COMのデータ放送を利用して、川崎市の防災気象情報を配信します。

イ かわさきFM（79.1MHz）

川崎市からの緊急情報や安否情報、ライフライン情報等を放送します。

(5) 防災行政無線で収集する

ア 防災行政無線（屋外受信機）

屋外にあるスピーカーから情報をお知らせするもので、川崎市では、土砂災害警戒情報の発表や、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令等の情報を放送します。なお、避難勧告・避難指示（緊急）を発令する場合には、サイレンを断続的に放送します。

イ 防災行政無線（戸別受信機）

防災行政無線は、戸別受信機（専用のラジオのような装置）を導入することにより、施設内でも聞くことができます。

導入には、有償にて機器の購入、受信用の屋外アンテナの取付工事を行っていただくとともに、川崎市へ事前に申請が必要となります。なお、電波の受信状況が良く、機器本体のアンテナで受信できる場合、屋外アンテナは必要ありません。

詳しくは、危機管理室情報担当まで御相談ください。

ウ 防災テレフォンサービス

防災行政無線の放送内容は、電話でも聞くことができます。（通常時は「防災一口メモ」が流れます。）

【県内的一般加入電話、公衆電話、一部のIP電話から】

0120-910-174（通話料無料）

【携帯電話、PHS、県外的一般加入電話・公衆電話から】

044-245-8870（通常の通話料がかかります。）

チェックポイント

施設の環境を考慮して、情報収集の手段を決めておきましょう！

- メールニュースかわさき
- 緊急速報メール
- FAX
- 川崎市ホームページ
- 川崎市防災情報ポータルサイト
- 地上デジタル放送・ケーブルテレビ
- かわさきFM
- 防災行政無線
- 防災テレフォンサービス

6 施設の土砂災害の危険性の確認について

施設の土砂災害の危険性を知るため、施設の立地と土砂災害警戒区域の関係（施設のどこが危険なのか）を確認しておきましょう。

土砂災害警戒区域内にある災害時要援護者施設の施設管理者等は、土砂災害警戒区域が敷地（建物と庭等）のどの場所にかかっているのか確認してください。

土砂災害警戒区域は、土砂災害ハザードマップで確認することができ、市ホームページにも掲載しています。

また、「ガイドマップかわさき」の「防災マップ（避難所・防災施設）」から施設の住所を入力することにより、簡単に検索することができます。



【ガイドマップかわさき URL】

<http://kawasaki.geocloud.jp/webgis/?p=0&bt=0&mp=131-173&>

① 施設の住所を入力し、検索ボタンをクリックします。

② 検索結果から該当する施設又は住所をクリックします。該当する施設又は住所が表示されない場合は、表示されている住所の中から近傍の住所をクリックして、地図を動かして該当する施設又は住所を探してください。

③ 茶色で囲まれた区域が土砂災害警戒区域です。施設のどの場所が土砂災害警戒区域にかかっているのか、十分に確認してください。

④ 土砂災害警戒区域が表示されていない場合、レイヤー切替ボタンをクリックし、土

砂災害警戒区域にチェックマークを付けて、再度レイヤー切替ボタンをクリックしてください。

☑ チェックポイント

【第1段階】

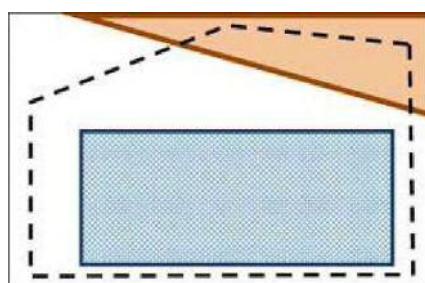
施設が崖の上にあるのか、下にあるのか確認しましょう！

- 施設が崖の上に立地している。
- 施設が崖の下に立地している。

【第2段階】

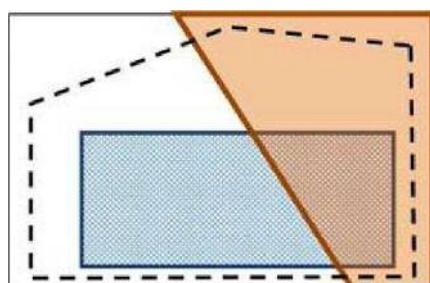
施設のどの場所が土砂災害警戒区域にかかっているのか確認しましょう！

- 庭、駐車場等だけが土砂災害区域にかかっている。
(建物は土砂災害警戒区域にかかっていない。)



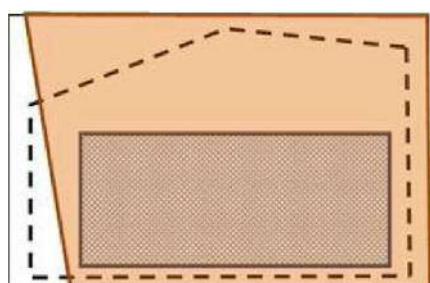
	建物
	敷地
	土砂災害警戒区域

- 建物の一部が土砂災害警戒区域にかかっている。



	建物
	敷地
	土砂災害警戒区域

- 建物のすべてが土砂災害警戒区域にかかっている。



	建物
	敷地
	土砂災害警戒区域

7 施設に応じた避難行動の確認について

施設利用者の避難誘導等にあたり、施設の運営の状況、立地、構造等に応じて、避難行動をあらかじめ確認しておきましょう。

避難行動の考え方は、次のように国から示されている考え方に基づいたものです。

1 土砂災害防止対策基本指針（国土交通省告示第35号）抜粋

「～大規模な土石流が想定される区域の戸建住宅については一刻も早い立退き避難が必要であるが、小規模な急傾斜地の崩壊等が想定される区域の戸建住宅において、立退き避難の余裕がない場合や、立退き避難を行うことが危険な状態となる場合は、急傾斜地等の反対側の2階以上に屋内避難することも考えられる。一方、マンションなどでは高層階に避難することも適切な避難方法であると考えられる。」

2 土砂災害警戒避難ガイドライン（H27.4 国土交通省砂防部）抜粋

「～時間的余裕がある場合は、あらかじめ定めた避難場所に速やかに避難することが重要です。しかし、時間的に余裕のない場合には、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難することが重要となります。近隣の堅牢な建物（鉄筋コンクリート造等）の高層階に移動することも有効です。また、小規模な斜面崩壊が想定される箇所において、既に建物の外に出て避難場所に避難することが危険な状態になった際には、自宅の斜面と反対側の2階以上の部屋等に移動することも有効な場合があります。～」

3 避難勧告等に関するガイドライン①（避難行動・情報伝達編）（H29.1 内閣府（防災担当）抜粋

「災害対策基本法改正後、避難勧告等の対象とする避難行動については、命を守るためにとる、次の全ての行動を避難行動としている。

- ①「指定緊急避難場所」への立ち退き避難
- ②「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立ち退き避難
- ③「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）



（1）避難行動の考え方

土砂災害から身を守るためにには、土砂災害警戒区域の外に避難することと、土砂災害が発生するまでに避難を完了することが避難行動の原則です。

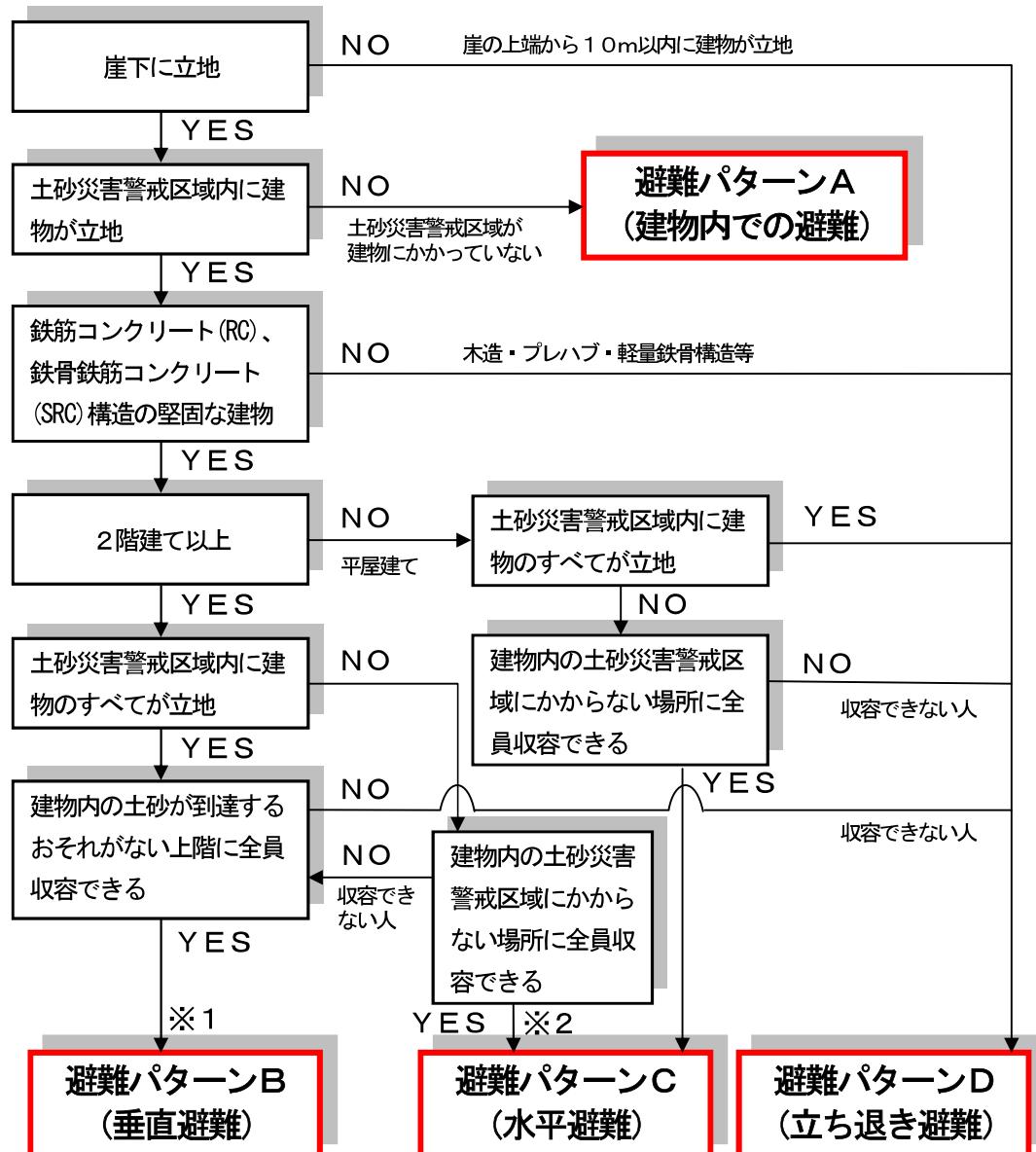
ただし、土砂災害警戒区域が建物にかかっていない場合等施設内で安全な避難が可能な場合や次のように外への避難が困難である場合には、屋内安全確保を検討してください。

- 施設利用者が寝たきりなど移動することが困難な場合
- 実際に避難する段階で、周辺の道路の冠水や暴風などにより、外への移動がかえって危険な場合

（2）施設に必要な、適切な避難行動の確認

施設のそれぞれの状況に応じて必要な、適切な避難行動は異なることから、次のフローを参考にして確認してください。

■施設の状況に応じた避難判断フロー■

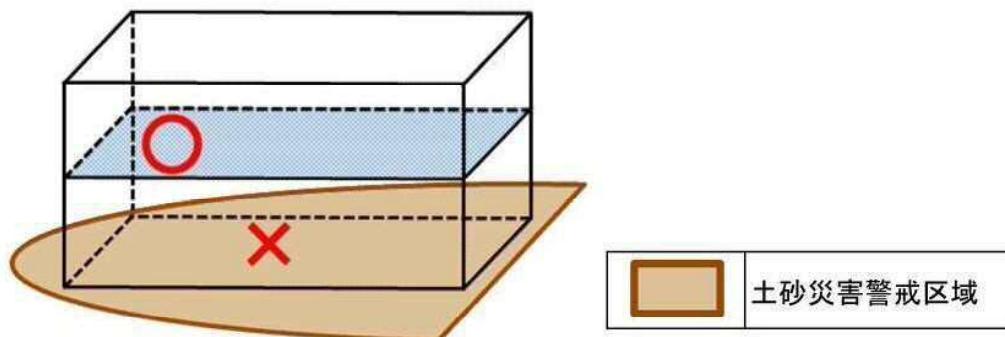


避難パターンA	建物内で安全を確保します。(建物内での避難)
避難パターンB	建物内の2階以上の階層で、崖斜面と反対側へ避難します。 (垂直避難)
避難パターンC	建物内で土砂災害警戒区域にかからない場所(崖斜面と反対側)へ避難します。(水平避難)
避難パターンD	施設の車両や介護タクシー等を活用して、あらかじめ選定した避難場所、または土砂災害警戒区域外の施設等に避難します。(立ち退き避難)

「屋内安全確保」の避難行動としては、「建物内での避難」、「垂直避難」、「水平避難」を考えられます。

※1イメージ図

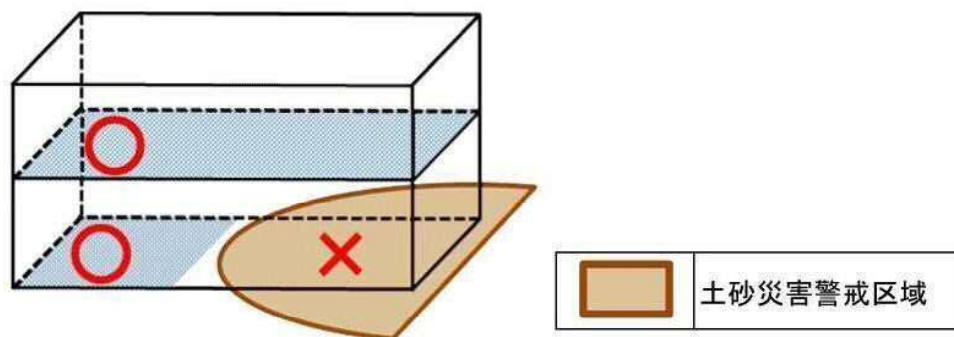
(鉄筋コンクリート(RC)、鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)構造の堅固な建物の場合)



土砂が到達するおそれがない上階へ移動
し、可能な限り崖とは反対側へ避難

※2イメージ図

(鉄筋コンクリート(RC)、鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)構造の堅固な建物の場合)



建物内の土砂災害警戒区域にかかる場所で、可能な限り崖とは反対側へ避難

□チェックポイント

施設に必要な、適切な避難行動を確認しておきましょう！

- 避難パターンA（建物内での避難）
- 避難パターンB（垂直避難）
- 避難パターンC（水平避難）
- 避難パターンD（立ち退き避難）

(3) 立ち退き避難における避難先の選定

避難先は、あらかじめ、土砂災害警戒区域外の関連する施設や川崎市が開設する避難場所等から選定しておきましょう。(避難先までの避難経路で土砂災害が発生する場合もありますので、避難先は2箇所以上を選定しましょう。)

川崎市は、土砂災害に関する避難勧告等を発令する場合には、次の避難場所を開設する予定としております。

なお、実際の避難場所の開設状況については、川崎市防災情報ポータルサイト、メールニュースかわさき、などでお知らせしますので確認してください。

開設の候補とする避難場所	
幸区	日吉小学校※、夢見ヶ崎小学校
中原区	井田小学校
高津区	西高津中学校、高津小学校、久地小学校、下作延小学校、橘中学校、橘小学校※、新作小学校、高津中学校、東橘中学校、子母口小学校、久末小学校※、梶ヶ谷小学校※、西梶ヶ谷小学校、上作延小学校、南原小学校
宮前区	宮前平中学校、富士見台小学校、宮崎台小学校、有馬中学校、有馬小学校※、鷺沼小学校※、土橋小学校、宮崎中学校、宮崎小学校※、野川中学校※、野川小学校、南野川小学校※、菅生中学校※、菅生小学校※、稗原小学校※、犬藏中学校※、白幡台小学校※、犬藏小学校、向丘中学校、平小学校※、平中学校※、向丘小学校
多摩区	長尾小学校※、宿河原小学校、枡形中学校※、東菅小学校※、生田中学校※、生田小学校※、東生田小学校、南生田中学校※、菅小学校、南菅中学校※、西菅小学校※
麻生区	西生田小学校※、百合丘小学校※、長沢中学校※、長沢小学校、柿生中学校、東柿生小学校、岡上小学校※、白鳥中学校※、柿生小学校、片平小学校、栗木台小学校※、金程中学校、千代ヶ丘小学校、麻生中学校※、麻生小学校※、南百合丘小学校※、旧白山中学校、真福寺小学校※、王禅寺中央中学校、虹ヶ丘小学校、はるひ野小・中学校

※ 避難場所となる学校の校庭や体育館が土砂災害警戒区域の一部にかかっており、避難経路の選定に考慮が必要となる避難場所

※2 体育館の半分以上が土砂災害警戒区域となっているが、校舎は一部にとどまる場所であって、避難場所の受入れ場所や避難経路の選定に考慮が必要な避難場所

□チェックポイント

避難先を2箇所以上選定しておきましょう！

① ()

② ()

(4) 避難に要する時間の確認

(2) で確認した、「必要な、適切な避難行動（避難パターン）」、(3) で確認した、「避難先」を基に、施設の職員の体制、施設利用者の人数、移送手段の確保などを考慮して、避難先への避難に要する時間を確認しましょう。

☑ チェックポイント

避難に要する時間を確認しましょう！

(時間 分)

8 避難確保計画の作成及び訓練の実施について

迅速・確実な避難行動がとれるよう、避難確保計画を作成し、訓練を実施することで、『いつ、誰が、何を行うのか』を周知しておきましょう。

これまで確認してきた、「気象情報や避難に関する情報の収集」、「施設の土砂災害の危険性」、「施設に応じた避難行動」の情報を基に、『いつ、誰が、何を行うのか』を明確にしながら、避難確保計画を作成してください。

(1) 避難確保計画作成の流れ

市では施設管理者等が避難確保計画を作成していただくために、本「作成のてびき」とあわせて、「ひな形」を作成しました。

本「作成のてびき」の「1.1 避難確保計画に定めるべき事項」と、「ひな形」に掲げられている各事項は対応しており、施設管理者等は、「1.1 避難確保計画に定めるべき事項」に沿って、「ひな形」から避難確保計画を作成することができます。なお、「ひな形」の記載内容は各施設の状況に応じ適宜変更してください。

(2) 避難確保計画の構成

一般的に避難確保計画では、次の事項を定めます。

- ①避難確保計画を作成する目的等
- ②土砂災害警戒区域の把握
- ③災害情報の収集
- ④防災体制
- ⑤避難誘導
- ⑥避難の確保を図るための施設の整備
- ⑦平常時のチェックリスト
- ⑧土砂災害に関する研修・防災訓練

(3) 避難確保計画の保管場所及び活用方法

避難確保計画は、土砂災害が発生するおそれがある場合にはすぐに取り出せるような場所に保管しておきましょう。施設管理者等及び施設職員はその保管場所を周知しましょう。

また、施設管理者等及び施設職員は、土砂災害に関する研修や防災訓練を積極的に行うことで、避難確保計画の内容を周知しましょう。

(4) 訓練の実施

避難を円滑かつ迅速に確保するためには、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直すことが必要不可欠です。施設管理者等及び施設職員は、土砂災害に関する研修や防災訓練を積極的に行うことで、避難確保計画の内容を周知しましょう。

研修や訓練には、避難確保計画のほか、川崎市が発行している防災啓発冊子「備える。かわさき」などが活用できます。(市ホームページにも掲載しています。)

避難訓練等については、ボランティア団体やNPO等と協力して、実際に近い形で行うと効果的です。

地震等を想定した情報伝達訓練や避難訓練を実施している施設では、当該訓練を実施することで、避難確保計画に基づく訓練も実施したとすることができます。

ただし、災害の種類によって避難場所や避難経路が異なる場合がありますので、施設職員等への周知や、土砂災害時の避難に関する確認を必ず実施してください。

(5) 日ごろの備え

- ア 土砂災害警戒区域図等を参考に、施設の敷地及び周辺の道路等と土砂災害警戒区域の関係を周知してください。
- イ 区役所・消防署等の連絡先や緊急連絡網等は最新の状況にしてください。
- ウ 避難をする際の役割分担を周知しておいてください。
- エ 施設職員等への研修や訓練などを定期的に行ってください。
- オ 速やかな避難が行われるように、訓練で見つかった課題をもとに、避難確保計画を見直してください。

9 川崎市への報告について

避難確保計画を作成されたら、市への報告をお願いします。

土砂災害防止法により、施設管理者等は、避難確保計画を作成し、または修正したときは、以下のとおり市長へ報告することが定められております。

避難確保計画を作成したまたは変更されたときは、別紙の報告書を添えて計画書を、川崎市総務企画局危機管理室へ提出してください。(危機管理室の提出先は、本「作成のてびき」の最後に記載しております。)

(参考)

土砂災害防止法第8条の2第2項

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成したときは、遅滞なくこれを市長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

10 土砂災害から身を守るためのポイントについて

改めて重要なポイントを確認しましょう。

土砂災害から施設利用者等の人命を守るためにには、次の4点が重要になります。

- ① 土砂災害の危険性がある場所を十分に把握しておきましょう。
- ② 大雨が予想される場合、施設管理者等及び施設職員は、メールニュースかわさきや各種メディア等により、気象情報や避難に関する情報の収集に努め、情報は施設管理者等及び施設職員で共有しましょう。
- ③ 避難準備・高齢者等避難開始等が発令された場合は、あらかじめ定めた避難手順に従って、速やかに避難を開始しましょう。
ただし、立ち退き避難することを定めている施設であっても、実際に避難する段階で、周辺の道路の冠水や暴風などにより、外への移送がかえって危険な場合には、次善の策として、建物の中で、崖と反対側の2階以上の部屋等、より安全な場所に避難しましょう。
- ④ 避難準備・高齢者等避難開始等が発令されなくとも、崖崩れの前兆状況が確認された場合は、すみやかに自主避難を開始しましょう。
※「空振り覚悟で早めの避難」を心がけましょう。

1.1 避難確保計画に定めるべき事項について

以下の解説と「ひな形」を参考に施設の実情に応じた、避難確保計画を速やかに作成しましょう。

(1) 避難確保計画を作成する目的等

施設管理者等は避難確保計画の目的、適用範囲、責任を定めておきましょう。

<記載例>

1 避難確保計画を作成する目的等

(1) 計画の目的

この計画は、(施設名) 近隣で土砂災害の発生又は発生のおそれがある場合に円滑かつ迅速に避難を開始し、土砂災害の危険から人命を守り、被害の軽減に資することを目的に作成するものである。

(2) 計画の適用範囲

ア この計画は、(施設名) に勤務又は利用する全ての者に適用する。

イ 施設の状況

延べ床面積		人 数				構 造	
		平日		休日			
		利用者	施設職員	利用者	施設職員		
地上1階	m ²	昼間 約 名	昼間 約 名	昼間 約 名	昼間 約 名	鉄骨鉄筋コンクリート	
地上2階	m ²					鉄筋コンクリート	
地上3階	m ²	夜間 約 名	夜間 約 名	夜間 約 名	夜間 約 名	木造、プレハブ、軽量鉄骨	
地上4階	m ²					その他 ()	

(3) 施設の所有者又は管理者の責任

災害時要援護者施設の所有者又は管理者（以下、「施設管理者等」という。）の責任は、本計画に基づき施設職員を指揮し、土砂災害の危険から施設利用者等の人命を守り、被害の軽減に努める責任を有するものとする。

(4) 施設職員の責任

施設職員は、本計画に基づき施設管理者等の指揮のもとで、土砂災害の危険から施設利用者等の人命を守り、被害の軽減に努める責任を有するものとする。

(5) 施設利用者等の責任

施設利用者等は、施設管理者等及び施設職員の指示のもとで、土砂災害から身を守るための避難等を行うものとする。

(2) 土砂災害警戒区域の把握

「6 施設の土砂災害の危険性の確認について」に沿って、『施設の立地と土砂災害警戒区域の関係』を確認し、計画に記載しましょう。

地図は、「ガイドマップかわさき」から検索した画面を印刷し、施設所在地に着色したものをお貼りください。

<記載例>

2 土砂災害警戒区域の把握

(1) 周辺地図

(施設名) 周辺の土砂災害警戒区域は次のとおりである。



(2) 施設の立地と土砂災害警戒区域の関係

(施設名) は、崖の（ 上 / 下 ）に立地しており、（ 庭、駐車場等だけが / 建物の一部が / 建物のすべて ）が土砂災害警戒区域にかかっている。

(3) 防災体制

ア 防災体制の確立

- (ア) 防災体制は、気象情報や避難に関する情報に応じて、「体制区分」、「活動内容」及び「対応要員」を検討して記載しましょう。
- (イ) 「体制区分」は、施設利用者に応じた活動内容、施設の職員数、通常業務への影響等を踏まえ、施設の実情に応じて設定しましょう。
- (ウ) 「体制確立」の判断時期については、施設利用者の避難及びその準備に要する時間等を考慮して設定しましょう。

【参考】 土砂災害警戒情報は、通常、2時間後の予想で土砂災害警戒情報の判断基準に到達すると予想した場合に発表されます。また大雨警報（土砂災害）は、避難勧告の基準となる土砂災害警戒情報の判断基準から概ね1時間前に達する土壤雨量指数の値を基準として設定し、その基準を超える2~6時間前に発表されます。

(エ) 「活動内容」は、平常時の活動内容のほか、気象情報の収集から避難誘導までの主な活動内容及びその順序について検討しましょう。

(オ) 「対応要員」は、各活動を実施する要員を検討しましょう。

(カ) 防災体制の記載例としては、次のようなものがあります。

なお、土砂災害警戒情報は、通常、2時間後の予想で土砂災害警戒情報の判断基準に到達すると予想した場合に発表されることから、「7 施設に応じた避難行動の確認について」の「(4) 避難に要する時間の確認」で確認する『避難に要する時間』に応じて、記載例のうち、【避難行動に2時間以上かかる場合】もしくは、【避難行動に2時間からない場合】を参考にしてください。

<記載例>

3 防災体制

(1) 防災体制の確立

防災体制は、次のとおりとする。

【避難行動に2時間以上かかる場合】

体制区分	体制の判断時期	活動内容	対応要員
平常時		・避難確保計画、緊急連絡網の更新	施設管理者等(代行者)
		・備蓄品の整備・点検・管理	統括・情報班
		・防災教育・訓練の企画実施	避難誘導班
注意体制	・台風に関する気象情報の発表 ・大雨注意報の発表	・防災体制・施設職員の参集判断	施設管理者等(代行者)
		・気象情報の収集・伝達	統括・情報班
警戒体制	・大雨警報(土砂災害)の発表	・防災体制・施設職員の参集判断	施設管理者等(代行者)
		・気象情報・避難に関する情報の収集・伝達	統括・情報班
		・施設利用者家族への連絡	
		・使用する資器材の準備	統括・情報班 避難誘導班

		<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者への状況説明 ・施設利用者移動手段の確保 ・周辺住民等への事前協力依頼等 	避難誘導班
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備・高齢者等避難開始の発令 ・崖崩れの前兆現象確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災体制・施設職員の参集判断 ・施設の臨時休業の判断 ・避難の判断 	施設管理者等（代行者）
		<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の開設状況の確認 ・避難を行う際の区役所等への連絡 	統括・情報班
		<ul style="list-style-type: none"> ・崖崩れの前兆現象確認 ・施設利用者の避難誘導 	避難誘導班

【避難行動に2時間かからない場合】

体制区分	体制の判断時期	活動内容	対応要員
平 常 時		<ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画・緊急連絡網の更新 ・備蓄品の整備・点検・管理 ・防災教育・訓練の企画実施 	施設管理者等（代行者）
			統括・情報班
			避難誘導班
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> ・台風に関する気象情報の発表 ・大雨注意報の発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災体制・施設職員の参集判断 	施設管理者等（代行者）
		<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報の収集・伝達 	統括・情報班
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害）の発表 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災体制・施設職員の参集判断 	施設管理者等（代行者）
		<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報・避難に関する情報の収集・伝達 ・施設利用者家族への連絡 	統括・情報班
		<ul style="list-style-type: none"> ・使用する資器材の準備 	統括・情報班 避難誘導班
		<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者への状況説明 ・施設利用者移動手段の確保 ・周辺住民等への事前協力依頼等 	避難誘導班
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報の発表 ・記録的短時間大雨情報 ・崖崩れの前兆現象確認 ・大雨特別警報 ・避難勧告等の発令 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災体制・施設職員の参集判断 ・施設の臨時休業の判断 ・避難の判断 	施設管理者等（代行者）
		<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の開設状況の確認 ・避難を行う際の区役所等への連絡 	統括・情報班
		<ul style="list-style-type: none"> ・崖崩れの前兆現象確認 ・施設利用者の避難誘導 	避難誘導班

イ 班構成

- (ア) 各職員がどの班を担うのか明確にしておきましょう。
(イ) 施設管理者等に関しては、不在の場合の代行者も別途決めておきましょう。
(ウ) 班構成の記載例としては、次のようなものがあります。

<記載例>

(2) 班構成

各職員の班構成は、次のとおりとする。

班名	昼間	夜間
施設管理者等	該当する職員の名前 (代行者 :)	
統括・情報班	担当する職員の名前	担当する職員の名前
避難誘導班	担当する職員の名前	担当する職員の名前

ウ 外部連絡先一覧

- (ア) 災害時に連絡する可能性のある外部機関を記載しておきましょう。
(イ) 連絡先としては、区役所、消防署、警察署、避難場所等があります。

<記載例>

(3) 外部連絡先一覧

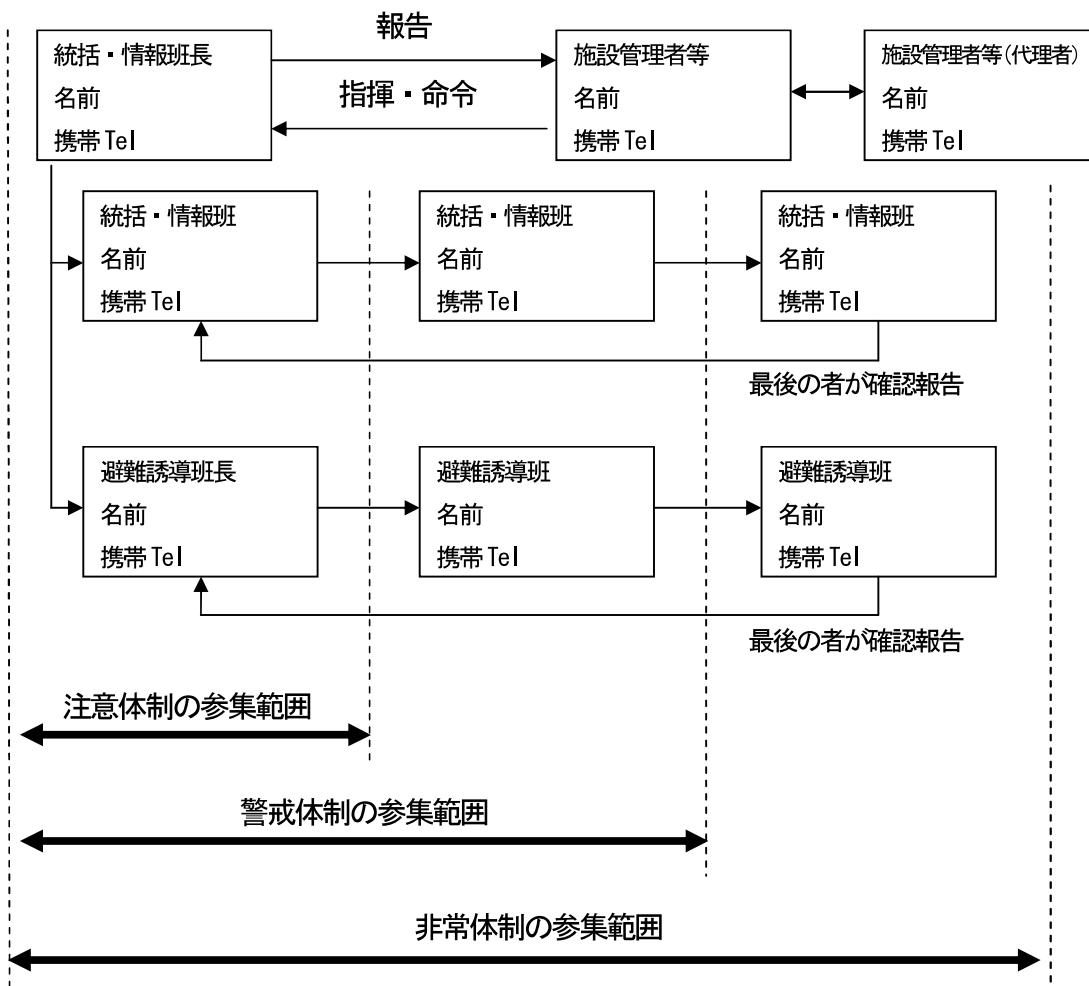
機関名	連絡先
〇〇区役所	〇〇区××1-2-3 Tel1000-0000
消防署	
警察署	
小学校	
中学校	

工 体制ごとの施設内緊急連絡網

施設管理者等の指揮・命令の伝達や防災体制に応じた非常参集等が円滑に行われるよう、あらかじめ緊急連絡網を定めておきましょう。

〈記載例〉

(4) 体制ごとの施設内緊急連絡網



*本図は、緊急連絡網の中に、防災体制区分に応じて収集する範囲も示している。

(4) 情報の収集・伝達

「5 気象情報や避難に関する情報の収集について」に沿って、各施設の環境に応じて収集可能な手段を確認し、計画に記載（削除・修正）しましょう。

なお、「メールニュースかわさき」は事前に登録が必要ですので、施設管理者等自ら登録することはもちろん、施設職員の方も登録するようにしていただき、登録者を計画に記載しましょう。

<記載例>

4 情報の収集・伝達

災害情報の入手方法は、次のとおりとする。

(1) 情報収集

ア 収集する情報

(ア) 気象情報

(イ) 行政機関からの情報（避難場所の開設、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告などの避難に関する情報など）

イ 収集手段

(ア) 「メールニュースかわさき」に登録して川崎市からのメールを受け取る。

メールニュースかわさきの登録者は次のとおりである。

- | | | | | |
|---|----|---|--------|---|
| ① | 氏名 | (| 所属（部署） |) |
| ② | 氏名 | (| 所属（部署） |) |
| ③ | 氏名 | (| 所属（部署） |) |

(イ) 緊急速報メールを受信する。

(ウ) 川崎市からのFAXを受信する。

(エ) 川崎市ホームページ「防災情報ポータルサイト」を確認する。

(オ) テレビ、ラジオ等から情報を収集する。

(カ) 防災行政無線（サイレン）に注意する。

(キ) 施設周辺等の状況を目視で確認する。

ウ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話の活用が重要になるので、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

(2) 情報伝達

ア 気象情報、行政機関からの情報等が発表された場合

別紙〇「体制ごとの施設内緊急連絡網」に基づき、気象情報、行政機関からの情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

イ 警戒体制から非常体制に移行するおそれがある場合

(ア) 別紙〇「施設利用者家族緊急連絡網」に基づき、家族に対し、「非常体制に移行した場合には〇〇へ避難する」旨を連絡する。

(イ) 所管する区役所（所管課）及び協力を得られる周辺住民にも同様に連絡する。

ウ 非常体制に移行し、避難する場合

(ア) 所管する区役所（所管課）に「これより、〇〇に避難する。」旨を連絡する。

(イ) 別紙〇「施設利用者家族緊急連絡網」に基づき、家族に対し、「非常体制に移行し、〇〇へ避難する。施設利用者引渡しは〇〇において行う。施設利用者引渡し開始については、追って別途連絡する。」旨を連絡する。

エ 避難を完了した場合

(ア) 所管する区役所（所管課）に避難が完了した旨を連絡する。

(イ) 別紙〇「施設利用者家族緊急連絡網」に基づき、家族に対し、「避難が完了。これより〇〇において施設利用者引渡しを行う」旨を連絡する。

(5) 避難誘導

ア 避難場所・避難経路

「7 施設に応じた避難行動の確認について」に沿って、『施設に必要な、適切な避難行動』を確認しましょう。

立ち退き避難を行う場合は『避難先』を2箇所以上選定しましょう。また、施設から避難先までの避難経路を検討しましょう。避難経路は、土砂災害警戒区域内の道路や河川に架かる橋、頻繁に冠水する道路等はできる限り避け、安全な避難経路を2つ以上選定しましょう。

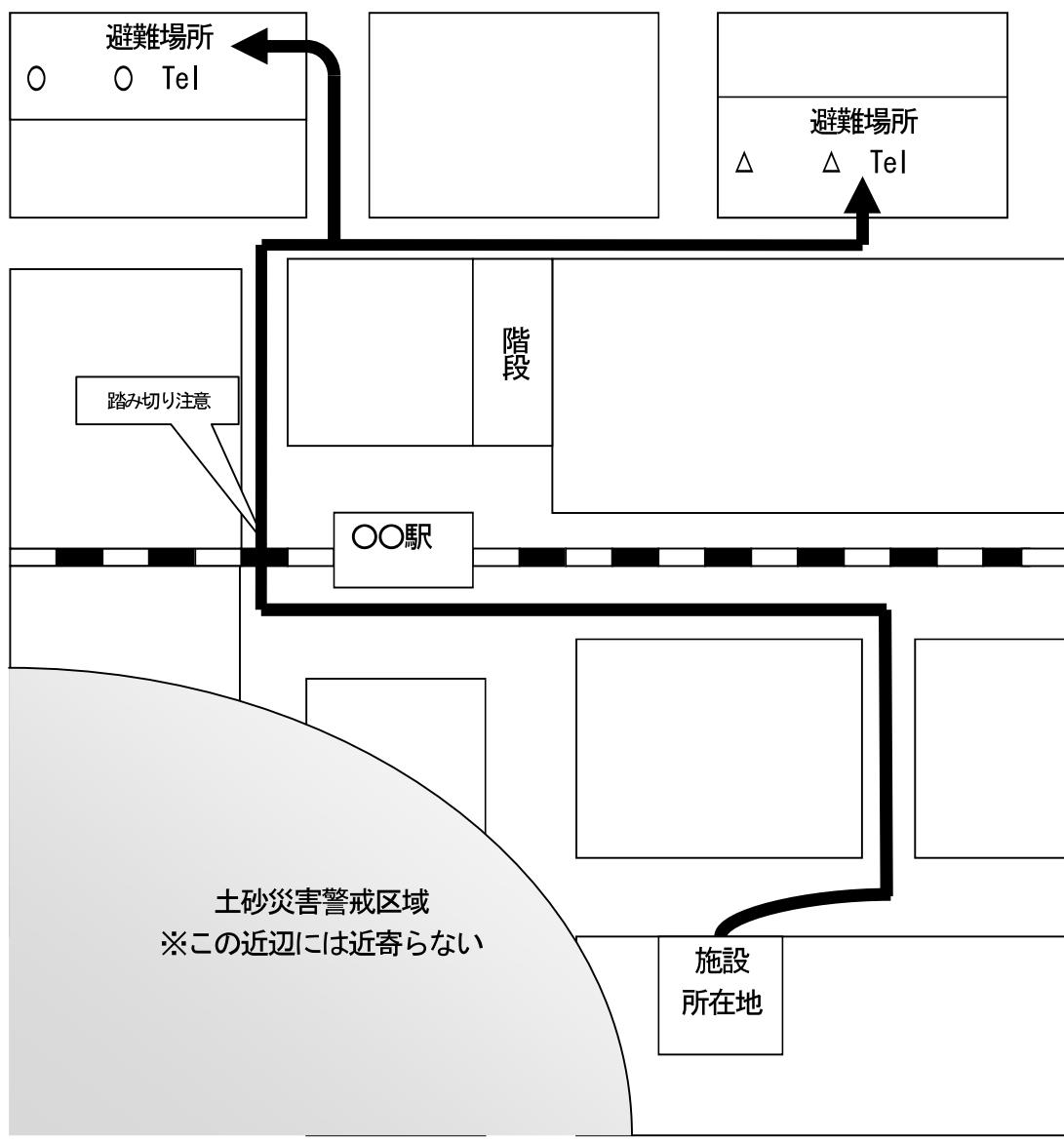
屋内安全確保を行う場合は、崖の反対側の部屋及び階段等を選定しましょう。

<記載例>

5 避難誘導

(1) 避難場所・避難経路（立ち退き避難）

- ・避難場所は（〇〇）、（△△）とする。
- ・避難場所への避難経路は次のとおりとする。

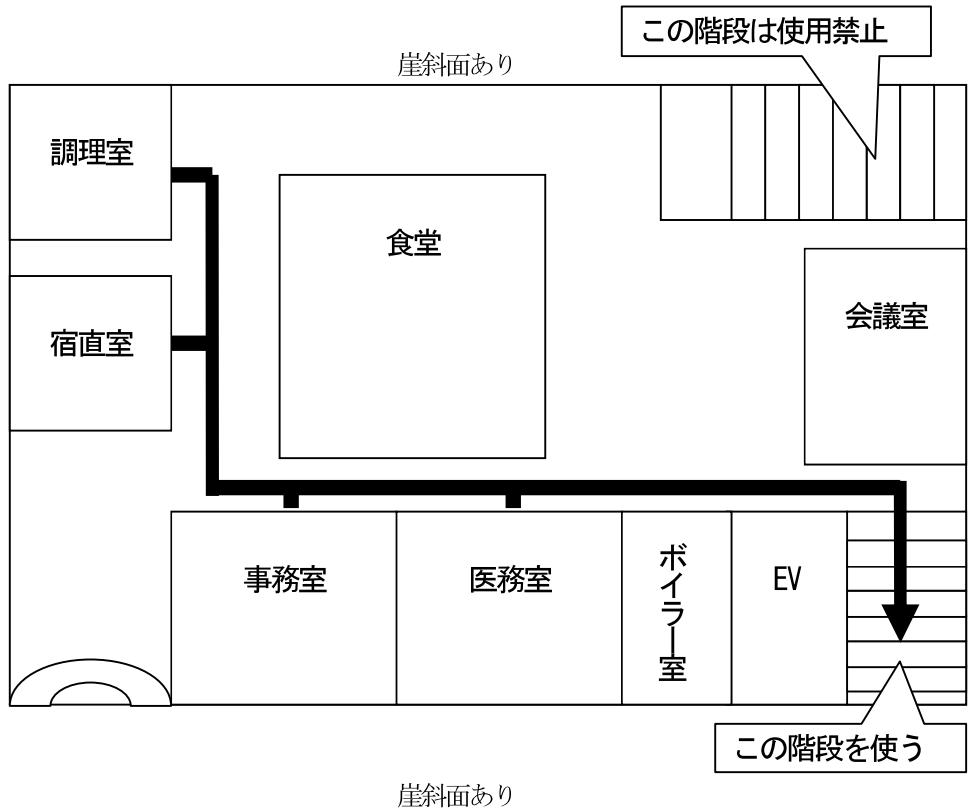


<記載例>

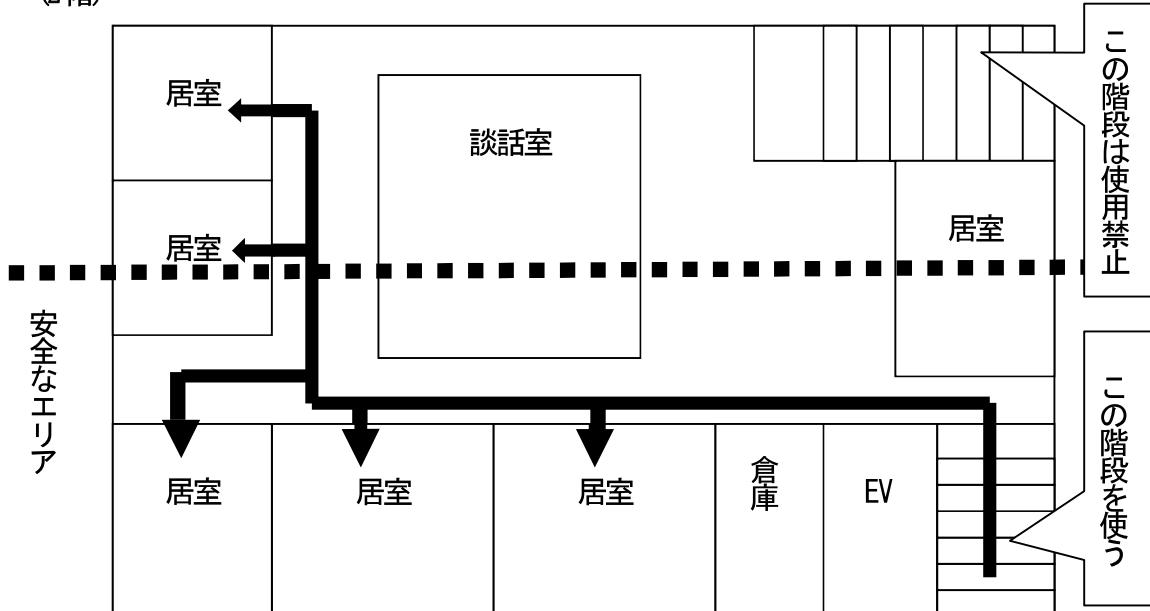
(2) 避難場所・避難経路（屋内安全確保）

- ・屋内安全確保を行う場合又は避難する段階で、周辺の道路の冠水や暴風などにより、外への移動がかえって危険な場合は、2階の○○へ移動する。
- ・○○への移動経路は、次のとおりとする。

(1階)



(2階)



イ 避難手順

施設管理者等は、実際に避難するときに備えて、施設利用者情報（名前、生年月日、連絡先、移動上の注意等）を整理しておくとともに、施設利用者の状況に応じてあらかじめ移動方法を定めておきましょう。

移動方法としては記載例のようなものがあります。

<記載例>

(3) 避難手順

- ・施設管理者等は実際に避難するときに備えて、施設利用者情報（名前、生年月日、連絡先、移動上の注意等）を整理しておく。
- ・施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。
- ・施設管理者等は、施設利用者の状況ごとにあらかじめ移動方法を定めておく。

施設利用者の状況	移動方法
短い距離は歩行できる者	徒歩により玄関集合後、マイクロバスにて避難場所へ移動
自力での車イス移動が可能な者	車イスにより玄関集合後、マイクロバスにて避難場所へ移動
自力での移動が困難な者	リクライニング式車イスを使用して、玄間に移動し、専用車両にて避難場所へ移動

(6) 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材及び備蓄品については次のような物が考えられます。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

区分	使用する設備及び資器材等
情報収集・伝達	名簿（施設職員、利用者等）、施設内緊急連絡網、ラジオ、タブレット、携帯電話、懐中電灯、FAX等、必要に応じて、トランシーバー、投光器など
避難誘導	名簿（施設職員、利用者等）、保護者緊急連絡網、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、ライフジャケットなど
備蓄品	飲料水、食料、炊事道具、医薬品、寝具、防寒具、おむつ、携帯トイレなど

<記載例>

6 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材及び備蓄品については次の表のとおりとする。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

区分	品目	非常持出	数量	保管場所	有効期限 (確認時期)
情報収集・伝達	名簿、連絡網	可	1	事務室	平成××年〇月
	ラジオ	可	2	事務室	平成××年〇月
	FAX	不可	1	事務室	平成××年〇月
避難誘導	懐中電灯	可	10	事務室、各室	平成××年〇月
備蓄品	飲料水	可	10箱	倉庫	平成××年〇月

(7) 平常時のチェックリスト

- ア 施設管理者等及び施設職員は施設や施設周辺などを定期的に点検しましょう。
- イ 点検するポイントとしては次のようなものがあります。
 - (ア) 館内放送システムは正常に作動しているか
 - (イ) 排水溝につまりはないか
 - (ウ) 強風で折れそうな枝は剪定されているか
 - (エ) 避難経路（非常階段や廊下など）が荷物でふさがれてはいないか
 - (オ) 施設利用者情報は最新なものか
 - (カ) 緊急連絡網及び施設利用者家族の連絡先などは最新なものか
 - (キ) 備蓄品は使用できることを確認しているか

<記載例>

7 平常時のチェックリスト

施設管理者等は次のチェックリストを定め、定期的に施設及び施設周辺などを点検する。

確認事項	状況	対応
(例) 避難経路の安全確保	○	
(例) 強風で枝が折れそうな樹木の剪定	×	平成〇年△月×日 樹木の剪定完了
(例) 防災行政無線の受信状況	○	※屋外受信機は毎日5時ごろにメロディ一チャイムの放送、戸別受信機は毎日4時ごろに試験放送を実施しています。

(8) 土砂災害に関する研修・防災訓練

- ア 施設管理者等及び施設職員は、平素から研修や訓練を積極的に行い、土砂災害に関する正しい知識を身に付け、円滑かつ迅速な避難行動ができるようにしておきましょう。
- イ 避難訓練等については、ボランティア団体やNPO等と協力して、実際に近い形で行うと効果的です。
- ウ 地震等を想定した情報伝達訓練や避難訓練を実施している施設においては、当該訓練の場を活用して、土砂災害時の避難場所、避難経路などについて施設職員へ周知するのも轻易な訓練のやり方です。
- エ 研修や訓練は5月末頃までに行うようにしましょう。
- オ 主な訓練としては、次のようなものがあります。
 - ・敷地内や避難経路沿いの土砂災害警戒区域及び緊急連絡網の周知
 - ・気象情報や避難に関する情報などの基礎的知識の習得
 - ・防災体制に応じた活動内容と役割分担の確認
 - ・情報の収集・伝達要領
 - ・避難誘導要領など

〈記載例〉

8 土砂災害に関する研修・防災訓練

(1) 土砂災害に関する研修

防災体制に関する次の事項を職員に教育し、情報伝達や避難などの重要性を理解させる。

ア 土砂災害の危険性などの啓発教育

(ア) 最近発生した土砂災害の事例を教育する。

(イ) 敷地内や避難経路沿いの土砂災害警戒区域の場所を周知する。

イ 防災体制の周知

防災体制に応じた参考範囲、緊急連絡網、活動内容及び役割分担の教育を行う。

ウ 情報伝達体制

(ア) 情報の種別

気象情報及び避難に関する情報の種類についての教育を行う。

(イ) 情報の収集

気象情報及び避難に関する情報をどの様な手段で収集し伝達するか周知する。

エ 避難判断・避難手順

(ア) 避難の判断と重要性

崖崩れの前兆現象や避難準備・高齢者等避難開始等など避難の判断基準を教育する。

(イ) 避難手順

実際に避難するときの役割分担などを周知する。

オ 研修の実施月は、5月とする。

(2) 防災訓練の実施

防災訓練を土砂災害に関する研修時期に合わせて実施し、情報伝達や避難誘導を実際にを行うことで、本計画の運用に支障がないかの検証や確認をし、必要に応じて適宜修正を行う。

避難確保計画作成（変更）報告書

川崎市長様

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第8条の2第2項に基づき、別添のとおり避難確保計画を作成（変更）しましたので、報告します。

施設名			
施設の範囲※1 (○で囲む)	社会福祉施設（高齢者施設、障害児・者施設、乳幼児施設等）、学校、医療施設、その他		
所在地	川崎市 区		
所有者・管理者 (どちらかに○)	氏名 (フリガナ)		
担当者の氏名及び連絡先	(フリガナ)	電話番号	FAX番号※2
備考			受付

※1 施設の範囲

社会福祉施設	高齢者施設	老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 等
	障害児・者施設	身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設 等
	乳幼児施設	放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター 等
学校		幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程を置くもの） 等
医療施設		病院、診療所、助産所（いずれも有床に限る） 等

※2 「避難準備・高齢者等避難開始」及び「避難勧告」等の避難に関する情報を伝達しますので、施設を開設している時は、常に従業員がFAXを確認できるようにしてください。

(参考1)

土砂災害防止法の主な内容（災害時要援護者施設関連事項のみ）

（警戒避難体制の整備等）

第八条 市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一～三（略） 一～三（略）

四 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として設その他）の主として防災上の配慮をする者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

五・六（略）

2・3 略

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第八条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している
者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

土砂災害防止法施行規則の主な内容

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項)

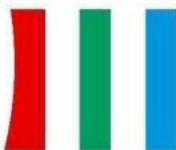
第五条の二 法第八条の二第一項の急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設（法第八条第一項第四号に規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）を利用して
いる者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、
次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における防災体制に
関する事項
- 二 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の
避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難の確保
を図るための施設の整備に関する事項
- 四 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合を想定した防災教育
及び訓練の実施に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者
利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(参考2)

区役所連絡先一覧

区役所	郵便番号	住 所	電 話	F A X
川崎区	210-8570	川崎区東田町8	044-201-3327	044-201-3209
幸 区	212-8570	幸区戸手本町1-11-1	044-556-6610	044-555-3130
中原区	211-8570	中原区小杉町3-245	044-744-3141	044-744-3346
高津区	213-8570	高津区下作延2-8-1	044-861-3146	044-861-3103
宮前区	216-8570	宮前区宮前平2-20-5	044-856-3114	044-856-3119
多摩区	214-8570	多摩区登戸1775-1	044-935-3146	044-935-3391
麻生区	215-8570	麻生区万福寺1-5-1	044-965-5115	044-965-5201



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

問い合わせ先

<災害時要援護者施設の範囲、気象情報、避難に関する情報、情報の収集、避難行動、避難確保計画、訓練、報告事項に関すること>

川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎7階

川崎市総務企画局危機管理室 初動対策担当

電話：044-200-2841

FAX：044-200-3972

E-mail:17kiki@city.kawasaki.jp

<土砂災害・崖地対策に関すること>

川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル11階

川崎市まちづくり局指導部 宅地企画指導課

電話：044-200-3035

FAX：044-200-3089

E-mail:50takuki@city.kawasaki.jp

計画作成様式等の入手方法

避難確保計画の「作成のてびき」(PDF形式)及び「ひな形」と「避難確保計画作成(修正)報告書」の(Word形式)のファイルは、次のとおり市ホームページに掲載しておりますので、御活用ください。

- 1 市のホームページ⇒トップページ⇒くらし・手続き⇒緊急情報・日頃の備え⇒防災⇒制度・支援⇒災害時要援護者支援⇒要援護者施設の皆様へ⇒災害時要援護者施設用土砂災害時の避難確保計画の作成等について
- 2 URL : <http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000023278.html>